**高体連における外部指導者登録要領**

佐賀県高等学校体育連盟

**１　外部指導者の定義**

（１）　学校体育の一環として行う運動部活動の顧問は、教職員をもって充てる。校長は、運動部活動の専門性により技術面等で不足するものを外部より補充できる。

（２）　外部指導者としての条件は、技術指導はもとより教育的識見を備え、年間を通して当該校の指導に当たっていること。また、あくまで補助的な役割を果たすものであり、指導方針・内容・時間等については学校（校長・顧問）の指導に従うこと。

（３）　外部指導者に係る経費（派遣費、謝金等）は、当該校で対応する。

**２　登録制の導入**

（１）　外部指導者導入による大会運営上のトラブルを防止するため、県高体連への登録制を導入する。

（２）　登録については、１チーム１名（団体のみ）を原則とする。

**３　登録・大会参加までの手順**

（１）　学校は、外部指導者登録に係る経費（登録証・傷害保険加入）として2,200円を添え、登録申請書（様式１）を県高体連事務局へ提出する。

（２）　学校は、１と同時に、外部指導者と交わした確認書や、交付した委嘱状等がある場合は、その写しも添付する。

（３）　県高体連事務局は、申請のあった外部指導者を取りまとめ、スポーツ安全保険へ加入するとともに、登録証を作成し各学校へ送付する。

（４）　外部指導者は、大会で監督・コーチとして行動する場合には、必ず外部指導者登録証を胸部に示しておく。

**４　登録の期間**

（１）　外部指導者としての登録期間は、申請の承認を受けた日から翌３月３１日までとする。

**５　その他**

　（１）　学校は、外部指導者に対し教育委員会や（公財）佐賀県スポーツ協会等の主催する指導者講習会の案内を行い、外部指導者の資質向上に努める。

**外部指導者活用に当たっての留意事項**

佐賀県高等学校体育連盟

**１　学校教育における部活動の意義を共有する**

以下の事柄について外部指導者に対して、理解を得ることが重要です。

（１）　スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

（２）　体力向上や健康の増進につながる。

（３）　保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。

（４）　自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

（５）　自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。

（６）　互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。

**２　導入の手続き**

外部指導者の導入には以下のような手続きを踏むことが望ましい。

（１）　顧問が、顧問自身と生徒や保護者の意向を受け、顧問会議等、学校内で共通理解を受ける。

（２）　導入決定後、外部指導者と指導体制や、学校との関係作りについての確認を行い（必要に応じて確認書等を作成する）、学校長の責任の下に委嘱し（必要に応じて委嘱状を交付する）、学校の教育目標や運動部活動各部の指導方針に基づいた指導を行うよう外部指導者へ説明を行う。

（３）　事故やけが等が外部指導者本人または生徒に起こったときの対応方法や責任の所在を明確化しておく。

**※　確認書や委嘱状の外部指導者導入に係る必要書類については、別紙1，2に例示しています。**

**３　外部指導者導入時の運営や指導の在り方**

専門的な指導ができる外部指導者に協力を依頼することは、生徒や保護者の期待に応えるとともに、顧問と外部指導者とで役割分担をするなどして顧問の負担軽減を図る上でも有効です。また、複数の指導者による細部にわたった指導が可能となり、生徒の技術・技能の向上や、安全面に配慮した活動が期待されます。そこで、以下のような事柄について各学校で工夫して取り組むことが大切です。

（１） 外部指導者活用の目的や活用により期待される効果について明確にしておく。

（２）　年間指導計画を作成し、顧問教諭と外部指導者とで指導方針や指導内容について共通理解を図る。

（３）　顧問教諭と外部指導者の役割分担を明確にする。

（４）　生徒のバランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点から、学校の段階に応じて、年間を通じての練習日数や休養日、１日当たりの練習時間を適切に設定する。

（５） 定期的な打合せの機会を設け、打合せができないときの連絡方法を工夫する。

（６） 活動中の事故防止に努め、安全面に配慮した指導を行うとともに、万一の事故発生時の対応について共通理解を図る。

（７）　外部指導者活用の途中で、学校長、外部指導者、顧問によるそれまでの指導内容や部の状態等についての協議を行い、課題等について確認・改善をし、その後の活動にいかす。

（８）　外部指導者活用の前後に、職員、生徒、保護者対象のアンケートを実施する等、導入の効果を計る。

 **４　運動部活動における安全指導**

安全に指導するために、生徒の自主性だけに任せた活動になったり、勝つことのみを目指し、生徒の能力以上の過度な内容になったりしないよう配慮します。この共通理解のもと、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行い、以下の事項にも配慮し、生徒の安全を確保することが重要です。

（１）　生徒のバランスのとれた生活や成長が図れるよう適切な休養日、１日当たりの練習時間を適切に設定し、健康管理に注意する。

（２） 活動場所を複数の部活動が共用して練習するような場合は、共同で安全対策を講じることが必要である。話し合う機会を設け、共通理解を図っておく。

（３）　施設・用具の正しい使用方法および保管・管理方法について周知徹底を図る。また、安全点検はチェックリストを活用しながら、日頃の活動の一部として習慣づけておくことが大切である。

　　　　**※　安全点検表（チェックリスト）は、「教育現場における安全管理の手引きVer.2.5」（平成２６年３月 佐賀県教育委員会）に例示されています。**

**５　体罰・セクシャルハラスメント等の防止について**

学校では研修の充実を図り、教職員一人一人が人権意識を高め、体罰・セクシャルハラスメント等の防止に向けた研究に努める必要があります。このことは外部指導者にも適用されるべきであり、適切な運動部活動指導に向け、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成２５年５月 文部科学省）」、「運動部活動指導者の手引き」（平成２３年２月 佐賀県教育委員会）及び「体罰根絶全国共通ルール」（平成２６年５月（公財）全国高等学校体育連盟制定）を踏まえた指導を行ってください。

○外部指導者導入に係る確認書例　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙１）

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日（佐賀県立○○）高等学校校　長　○○　○○　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　部活動名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　外部指導者住所氏名　　　　　　　　　　㊞外部指導者について（確認書）私は、（佐賀県立○○）高等学校の「運動部の運営計画」及び、外部指導者導入の基本的な考え方・規程の趣旨を理解し、遵守いたします。（佐賀県立○○）高等学校の外部指導者導入に関する申し合わせ１　外部指導者は、顧問と生徒の意向を尊重する。　２　任期は４月から翌年３月とする。 ３　外部指導者は、技術指導を担当する。 ４　外部指導者は、顧問の計画を遵守し、教育的配慮のもとに協力して指導にあたる。 ５　外部指導者は、連絡協議会等に参加し、常に顧問との連携をはかる。６　外部指導者が導入の趣旨を理解せず、教育的指導の域を逸脱していると学校長が判断した場合は、外部指導者としての委嘱を取り消すなどの処置をとる。 　 |

○外部指導者導入に係る委嘱状例　　　　　　　　　　　　　　　　（別紙２）

|  |
| --- |
| 委　嘱　状 |
| （氏　名）○○　○○　様 |  |
| （内　容）（佐賀県立○○）高等学校○○部の外部指導者を委嘱しますただし任期は令和○年○月○日から令和○年○月○日までとします令和○○年○○月○○日（佐賀県立○○）高等学校校長 　○○　○○　　　印 |

登録申請書様式１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　佐賀県高等学校体育連盟会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　学校名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　校長名　　　　　　　　　　　　印

令和　　年度運動部活動外部指導者登録申請について

下記の者を本校運動部活動の外部指導者と認めますので申請します。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 競 技 名 |  | 種 別 | 男 ・ 女 |
| 外 部指 導 者 | 氏　 名　（ふりがな） | 性 別 | 年 齢 |
|  |  | 　　 　歳 |
| 現　　　住　　　所 | ＴＥＬ |
| 〒 | （　　　　　） ― |